

茨城県水戸生涯学習センター施設利用規程

この利用規程は、茨城県水戸生涯学習センター(以下「生涯学習センター」という。)における施設使用方法について、定めるものとする。

(使用者及び利用者)

第1条 この基準で、使用者とは生涯学習センターの施設(以下「施設」という。)の使用承認を受けた者を、利用者とは生涯学習センター内への入館者(使用者を含む。)をいう。

(使用申請期間)

第2条 施設の使用申請期間は、使用予定日の2ヶ月前の日(当該日が休所日となる場合はその翌日とする。)から使用当日までとする。ただし、生涯学習センターの管理者(以下「管理者」という。)が認める場合は、使用申請期間を変更することができる。

(独占的使用の制限)

第3条 施設の使用申請は2ヶ月に登録学習団体が4回、その他の者は2回とする。ただし、当該申請にかかる施設の使用が終了した場合は、新たにその日から同様の起算を行うものとする。

2 施設の連続使用は5日以内とする。

3 前項にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、使用申請を行うことができる。

(設備及び備品等)

第4条 使用者は使用承認を受けた施設内の附属設備及び備品(机・椅子等を含む。)について、使用後は使用前の状態に戻すものとする。

2 前項に規定する附属設備及び備品の使用・操作等は、使用者が行うものとする。

3 使用承認を受けた施設の附属設備及び備品以外で生涯学習センターが所有する機器等の借用を希望する場合には、当該機器の「借用願」を提出するものとする。

(掲示物等)

第5条 利用者が、施設内に案内板・ポスター等を設置又は掲示する場合は、管理者の許可を得て、その指示に従うものとする。

(販売行為等の許可)

第6条 管理者が物品の販売を許可することができる場合とは、茨城県教育委員会又は生涯学習センターが主催し、生涯学習又は教育の目的で行うものに限る。

(使用時間)

第7条 施設を使用する開始時間については「学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例」別表第4(2)のとおりであるが、会場設営等の準備の時間が必要であり、かつ管理者が特に必要と認めるときは、開始時間前30分の範囲内であれば使用させることができる。

なお、この使用時間に対する追加料金は発生しないものとする。

付則

この規定は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この規定は、平成22年3月18日から施行する。

付則

この規定は、平成25年2月1日から施行する。